

令和2年（フ）第3841号
破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所
令和2年（フ）第3901号
破産者 川島 浩

東京地方裁判所 民事第20部合議係 御中

令和4年6月1日

第4回債権者集会報告書

破産管財人 弁護士 岩崎 晃

当職が破産管財人を務める標記破産事件における、令和4年1月19日に開催された第3回債権者集会以降の破産管財業務について以下のとおり報告する。

以下では、破産者弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所を「ミネルヴァ」、破産者川島浩を「川島」とそれぞれ表記する。

第1 元依頼者への対応

1 コールセンターにおける対応

第3回債権者集会以降も、債権者からの問い合わせに対応するため、破産管財人室においてコールセンターを開設しており、平日の10時～12時、14時～16時の時間帯に電話による問い合わせを受け付けている。現在コールセンターでは、派遣スタッフ2名のほか、午後は破産管財人代理1名が常駐して問い合わせ等に対応している。

このほか、破産管財人室では、郵便物処理、破産債権届出書の管理、入力、チェック作業（添付資料のチェックを含む。）や記録返還請求への対応等の業務を行っている。

なお、破産管財人室及びコールセンターの今後の体制については、債権者からの問い合わせ件数その他の破産管財人室における業務量を踏まえて検討していく予定である。

2 ホームページでの情報発信

当職が本件破産手続のために開設した破産管財人室のホームページ（<https://iws-kanzai.jp/>）において、破産手続の進行に関する説明やFAQを掲載し随時更新し、引き続き情報開示に努めている。また、同ホームページにおいて、過去3回分の債権者集会の報告書のほか、本件破産手続に関する各種の書式（破産手続開始通知書等の送付依頼書、債権放棄の届出書、事件記録の返還請求書、住所変更の届出書、債権届出の委任状）を掲載し、債権者に利用を案内している。

3 預り資料の返還

ミネルヴァや川島が依頼者から預かっていた資料について返還依頼があった場合には、引き続き順次これに対応している。なお、返還請求にあたっては、破産管財人室のホームページに書式を掲載している事件記録の返還請求書を利用するよう案内している。

4 一部債権者から提起された訴訟への対応

第2回債権者集会及び第3回債権者集会で報告したとおり、元依頼者の相続人である債権者3名（代理人は同一）から、当該債権者らとミネルヴァとの間で信託契約が成立し、ミネルヴァの預り金口座の預金が信託財産を構成したにもかかわらず、当職が当該預金を解約して破産財団に組み入れたことは不当利得にあたり、当該不当利得返還請求権は財団債権となるとして、合計410万円を支払うよう求める訴訟が福井地方裁判所敦賀支部に提起された。

当職としては、前記債権者らの主張は法的に認められるものではない旨を主張するとともに、仮にこれを前提にした場合には、ミネルヴァが元依頼者からの預り金をどの口座で預かっていたかによって得られる配当額に差異が出るなど、元依頼者である債権者相互間に著しい不公平が生じる旨を指摘して、当該債権者らの請求について全面的に争ってきた。

この結果、令和4年3月24日に当該債権者らの請求をいずれも棄却する旨の判決を得ることができたが、同月31日に当該債権者らが名古屋高等裁判所金沢支部に控訴したため、訴訟は係属中である。

本訴訟の経過は次のとおりである。

| | |
|------------|--|
| 令和2年11月25日 | 訴訟提起 |
| 令和3年1月7日 | 本訴訟の東京地方裁判所への移送申立て |
| 令和3年2月12日 | 移送申立て却下 |
| 令和3年3月1日 | 本訴訟の福井地方裁判所・本庁への回付を上申 |
| 令和3年4月15日 | 福井地方裁判所・敦賀支部にて書面による準備手続期日 本訴訟が福井地方裁判所・本庁へ回付 |
| 令和3年6月16日 | 福井地方裁判所・本庁にて書面による準備手続期日 |
| 令和3年7月16日 | 弁論準備手続期日 |
| 令和3年8月25日 | 原告ら代理人が急遽都合が悪くなったとの理由で弁論 準備手続期日が取り消される。 |
| 令和3年9月1日 | 弁論準備手続期日 |
| 令和3年10月11日 | 弁論準備手続期日 |
| 令和3年12月6日 | 書面による準備手続期日 |
| 令和4年1月12日 | 弁論準備手続期日・口頭弁論期日 |
| 令和4年3月24日 | 判決言渡し（当職が勝訴） |
| 令和4年3月31日 | 原告らが名古屋高等裁判所金沢支部に控訴 |

第3回債権者集会でも報告したとおり、この訴訟の結果は、当該債権者らとの間の問題に留まらず、ミネルヴァの元依頼者である債権者全員に関係することから、訴訟の終局的な解決が図られない限り最後配当の実施は困難である。

近時は、破産管財人室に開設しているコールセンターへの問い合わせも、多くは本訴訟の帰趨や配当の実施時期に関するものであり、当職としては、一部の債権者の対応によって、他の多くの債権者への配当が実施できない状況は極めて遺憾とするところである。

前記のとおり、本訴訟の原告となっている債権者らは、請求をいずれも棄却するとした第一審判決を不服として控訴したため、終局的な解決まではなお時間を要する見込みであるが、当職としては、引き続き迅速な訴訟対応に努めていく所存である。

第2 資産の換価・回収等の業務

1 リーガルビジョングループへの対応

ミネルヴァは、株式会社リーガルビジョン及びその関連会社（以下「LVグループ」という）に対して、広告料をはじめとする様々な名目で多額の支払いを行っていたことから、当職はLVグループを相手方として、令和3年3月、破産法173条・174条

に基づく否認の請求を申し立てた。

令和3年4月から令和4年1月までに8回（令和3年4月23日、6月2日、7月9日、8月19日、9月17日、10月19日、12月14日、令和4年1月17日）の期日が開かれ、この間に当職及びLVグループより、主張書面及び証拠書類が裁判所に多数提出された。

当職は、上記期日の開催と並行し、LVグループとの間で、現実的かつ早期の資金回収のための和解交渉も行った。

交渉の結果、LVグループと骨子次の①②のと通りの合理的な条件で合意に達したので、当職は、裁判所の許可を受けたうえで、令和4年1月17日、LVグループとの間で裁判上の和解を行った。

① LVグループは、ミネルヴァの破産管財人に対し、解決金として5000万円を、次のとおり2回に分割して支払う。

令和4年1月末日限り 2000万円

令和4年3月末日限り 3000万円

② LVグループは、ミネルヴァの破産事件及び川島の破産事件における破産債権届出（それぞれの破産事件において、約25.8億円）を、全額取り下げる。併せて、破産債権査定の上申立ても全て取り下げる。

その後、当職はLVグループから上記①の期限どおりに5000万円の支払いを受け、これをミネルヴァの破産財団に組み入れた。

また、LVグループが上記和解②に基づき破産債権届出の取下げを行った結果、ミネルヴァの破産事件における破産債権者のほとんどは、ミネルヴァの元依頼者となった。ミネルヴァの破産財団の原資の多くは元依頼者の預り金である。このことから、ミネルヴァの破産事件における破産配当は、大きく捉えると、依頼者の預り金を依頼者に配当する（依頼者の預り金がLVグループに流出することにはならない）という構図を実現できる見通しである。

2 第一東京弁護士会との関係

(1) ミネルヴァについて

ア 懲戒請求について

第一東京弁護士会からのミネルヴァに対する懲戒請求は係属中であり、かつ、令和3年11月1日付で新たな事由について同会から懲戒請求がなされたため、同会綱紀委員会から提出（提出期限同年12月8日）を求められた答弁書を令和3年11月29日付で提出した（従前から係属している事件についての答弁書の提出は求められていない）。

イ 会費免除について

すでに第3回債権者集会における報告で触れているが、懲戒請求が係属する限り、ミネルヴァは第一東京弁護士会及び日本弁護士連合会における弁護士法人と

しての登録を抹消できないため、破産手続開始後も財団債権となる弁護士会費（第一東京弁護士会に対するもの）が毎月発生することとされていた。この点について、当職は、早期に綱紀・懲戒の手続を結了させるよう第一東京弁護士会に求めてきたほか、同会に対して、破産手続開始決定が確定した弁護士法人に対する会費の請求は行わないとする処理を求める書面を提出した。

これに対して、第一東京弁護士会においては、以下のとおり、令和4年3月1日開催の臨時会員総会において、「第一東京弁護士会弁護士法人会員会規」に次の条項を加える旨の決議をした。

（会費等の免除）

第18条の3 前2条の規定にかかわらず、本会は、弁護士法第30条の23第1項第4号又は第7号の規定により解散した弁護士法人会員の会費及び特別会費について、常議員会の議を経て、当該弁護士法人会員が解散した日の属する月の翌月からの納付を免除することができる。

なお、その後、現在までに、第一東京弁護士会の常議員会において、ミネルヴァに関して免除を行う旨の決議がなされている。

また、日本弁護士連合会においては、以前より弁護士法人規程に、以下のような規定が存在していた。

（会費）

第21条4項 第30条の23第1項第4号又は第7号の規定により解散した弁護士法人は、解散した日の属する月の翌月から、本会の会費の納付を要しない。

以上から、令和2年7月分以降の会費は、日本弁護士連合会のみならず、第一東京弁護士会についても免除されることとなり、すでに債権調査において認めることとなっている令和2年6月24日までの未納会費については破産債権として配当の対象となり、同月25日以降同月30日までの未納会費については、財団債権として今後弁済することとなる。

ウ 予納金

第一東京弁護士会はミネルヴァの破産手続開始の申立て（債権者申立て）の際に、予納金500万円を納付しており、その返還の時期等について今後協議を行う。

(2) 川島について

川島がミネルヴァに参加する以前に代表社員を務めていた弁護士法人大和法律事務所が弁護士会費を清算結了以後の分も納付していたことが判明したため、令和4年1月31日に、第一東京弁護士会から、余分に支払われた金額280,520円と同額の返還を受けた。

(3) 刑事告発について

第一東京弁護士会は、ミネルヴァが行ってきた業務について、弁護士法違反の疑いがあるものとして調査を行っており、先般、同会から、当職に対して、警視庁にミネルヴァ、川島らを弁護士法違反の事実で告発した旨連絡があった。

今後、告発を受理した警視庁の担当部署からの捜査協力の依頼が予想されるので、破産管財人として適切に対応したいと考えている。

3 川島が申し立てた懲戒請求への対応

川島は、LV グループに所属する弁護士法人、司法書士法人等を対象に懲戒請求を行っており、現在も、調査が継続しているようである。

当職は、当職の把握する情報の範囲で各調査に対応している。

第3 債権届出・債権調査

1 債権認否の状況

第3回債権者集会にて報告した以降、第2・1記載のLVグループとの和解に基づき、5件・2,580,491,144円の破産債権届出が取り下げられた。当職が認める債権額は、下表のとおり、ミネルヴァについては合計3,021,858,716円、川島については合計3,025,401,686円（ミネルヴァとの連帯債務の合計に川島個人に対する債権を加えたもの）となっている。

表1 債権認否結果概要

| 債務者による区分 | 区分 | 届出債権 | | 認めない債権 | | 認める債権 | | 備考 |
|---------------------------|--------|-------|---------------|--------|------------|---------|---------------|---------------------|
| | | 件数 | 債権額 | 件数 | 認めない債権額 | 全額認める件数 | 認める債権額 | |
| 川島に対する債権者 | 一般債権者 | 7 | 5,162,970 | 1 | 1,620,000 | 6 | 3,542,970 | |
| | | 13 | 1,658,198 | 1 | 4,720 | 12 | 1,653,478 | 5件2,580,491,144円が減少 |
| ミネルヴァに対する債権者 (川島が連帯債務) | 依頼者債権者 | 3,042 | 2,930,868,490 | 0 | 0 | 3,042 | 2,930,868,490 | 2件452,118円が減少 |
| | | 32 | 59,117,982 | 32 | 31,191,638 | 0 | 27,926,344 | |
| | | 15 | 25,585,960 | 15 | 15,902,960 | 0 | 9,683,000 | |
| | | 878 | 49,833,404 | 2 | 139,000 | 876 | 49,694,404 | |
| | | 34 | 8,356,771 | 34 | 6,323,771 | 0 | 2,033,000 | |
| 合計(ミネルヴァ) | | 4,014 | 3,075,420,805 | 84 | 53,562,089 | 3,930 | 3,021,858,716 | |
| 合計(川島) | | 4,021 | 3,080,583,775 | 85 | 55,182,089 | 3,936 | 3,025,401,686 | 0 |

2 一般調査期間経過後の届出

第3回債権者集会にて報告した以降、1件について追加で債権届出書が当職宛に送付された結果、一般調査期間経過後、依頼者債権者より、合計13件18,385,579円の破産債権届出書が当職宛に送付されており、今後特別調査を実施するかどうかについて検討する予定である。

3 相続人による債権届出への対応

ミネルヴァの元依頼者である債権者について相続が発生し相続人と思われる者が

ら債権届出がなされているケースや、過払金返還請求権を有していた者の相続人からミネルヴァが受任していたケースが一定数あり、これまで債権届出があったものの中でこれに該当するケースとして把握しているものは 107 件である（第 3 回債権者集会後に新たに 15 件が判明した）。

当職は、届出債権者に書面で順次連絡し、相続関係を明らかにする戸籍謄本等の提出、相続人が複数いる場合には債権届出をした相続人が配当金を受領する権限があることを示す資料（他の相続人からの委任状、遺産分割協議書など）の提出を求めてきた。また、これに対して応答がなく、当職が保管しているミネルヴァが元依頼者から預かっていた資料でも必要な情報が確認できない債権者については、再度、資料の提出等を促す書面を送付するなどして、相続関係の把握や届出債権者の配当金受領権限の確認に努めている。

現在でも、一部の債権者については相続関係の把握等ができておらず、これらの債権者については、配当金全額を供託する（相続関係が判明しなかった場合）、又は、届出債権者には法定相続分のみを配当してその余は供託する（相続関係は判明したが届出債権者による配当金受領権限が確認できなかった場合）という対応を取るようになる見込みである。

4 債権査定手続

次頁の表 2 のとおり、一部の債権者より破産債権査定の申立てがなされている。申立てのあった件数は、当初、ミネルヴァの破産事件について 27 件、川島の破産事件について 24 件であり、第 3 回債権者集会までにミネルヴァ・川島の破産事件とも 3 件の取下げがあったところである。

そして、第 3 回債権者集会で報告した以降、LV グループが申立てを取り下げたことについては、前記のとおりである。

これにより、現在係属中の査定申立事件は、ミネルヴァの破産事件で 20 件・債権者の査定申立額は約 5057 万円（当職の認める額との差は約 2198 万円）、川島の破産事件で 17 件・債権者の査定申立額は約 4097 万円（当職の認める額との差は約 1718 万円）となった。

現在係属中の査定申立事件は、元依頼者からのもので、その内容は主としてミネルヴァに委任契約上の善管注意義務違反があったことなどを理由として、破産債権額は当職が認める額よりも多いはずだというものである。

当職は、ミネルヴァに残されていた顧客管理システムのデータやミネルヴァのサーバ内のデータを元に、これらの査定申立てに対する対応を行っている。

今後、審理終結に熟した事件から、査定決定がなされるものと思われる。

表 2 債権査定事件の状況

ミネルヴァの破産事件

| | 種別 | 件数 | ①当職の認めた額 | ②債権者の査定申立額 |
|----------|--------|----|------------|----------------|
| 申立て | 元依頼者 | 23 | 28,813,396 | 51,237,701 |
| | LVグループ | 4 | 0 | 2,580,491,144 |
| | その他 | 0 | - | - |
| 申立後取下げ | 元依頼者 | -3 | -217,000 | -659,471 |
| | LVグループ | -4 | 0 | -2,580,491,144 |
| | その他 | 0 | - | - |
| 合計 | | 20 | 28,596,396 | 50,578,230 |
| 差額 (②-①) | | | | 21,981,834 |

川島の破産事件

| | 種別 | 件数 | ①当職の認めた額 | ②債権者の査定申立額 |
|----------|--------|----|------------|----------------|
| 申立て | 元依頼者 | 19 | 24,003,396 | 40,010,865 |
| | LVグループ | 4 | 0 | 2,580,491,144 |
| | その他 | 1 | 0 | 1,620,000 |
| 申立後取下げ | 元依頼者 | -3 | -217,000 | -659,471 |
| | LVグループ | -4 | 0 | -2,580,491,144 |
| | その他 | 0 | - | - |
| 合計 | | 17 | 23,786,396 | 40,971,394 |
| 差額 (②-①) | | | | 17,184,998 |

第4 財団債権

1 ミネルヴァについて

(1) 公租公課

公租公課については下表のとおり 5 件合計 9,143,992 円の交付要求等がなされている。

表 3 公租公課一覧 (ミネルヴァ)

| No. | 債権者名 | 合計 |
|-----|--------------|-----------|
| 1 | 東京労働局 | 775,889 |
| 2 | 日本年金機構 港金事務所 | 1,956,130 |
| 3 | 芝税務署 | 5,031,709 |
| 4 | 佐久市役所 | 1,372,164 |
| 5 | 柏市役所 | 8,100 |
| | 合計 | 9,143,992 |

(2) その他

継続的契約(解除済み)に基づき発生した財団債権 243,642 円が存在する。また、前記のとおり、令和 2 年 6 月 25 日以降同月 30 日までの第一東京弁護士会及び日

本弁護士連合会の未納会費（日割計算によると 2,196 円）については、財団債権として今後弁済することとなる。

2 川島について

(1) 公租公課

公租公課については下表のとおり 2 件合計 1,536,000 円の交付要求等がなされている。

表 4 公租公課一覧（川島）

| No. | 債権者名 | 金額 |
|-----|--------|-----------|
| 1 | 中野区役所 | 1,532,800 |
| 2 | 江東西税務署 | 3,200 |
| 合計 | | 1,536,000 |

(2) その他

継続的契約（解除済み）に基づき発生した財団債権 13,200 円が存在する。

第5 現在の財団の状況

1 ミネルヴァについて

(1) 財産目録

ミネルヴァの破産手続開始決定日現在の財産目録は、資料 1・財産目録のとおりである。なお、「資産の部」については、第 3 回債権者集会における報告以降変更はない。

(2) 収支計算書

ミネルヴァの破産手続開始決定以降、令和 4 年 4 月 30 日までの現金の収支は、資料 3・収支計算書記載のとおりであり、第 3 回債権者集会における報告以降の収入支出の明細は以下のとおりである。

ア 収入の部

① 預金利息 (No.5)

破産管財人名義口座の預金利息として 4,546 円の収入を得た。以上より、預金利息は合計 14,825 円となった。

② 雑収入 (No.10)

ミネルヴァが債権者となっている債務者（個人再生手続中）にかかる再生計画に基づく弁済金 8,500 円の収入を得た。以上より、雑収入は合計 75,850 円となった。

③ 郵券売却代金 (No.13)

破産者が所有していた郵券 3,297 円を換金して財団に組み入れた。

④ 和解金 (No.14)

第 2・1 記載の LV グループとの和解に基づき、和解金合計 50,000,000 円

を受領した。

イ 支出の部

① 賃料 (No.2)

破産管財人室運営にかかる賃料，共益費，電気代，水道料金の合計 1,858,347 円を支出した（令和 3 年 12 月ないし令和 4 年 4 月支払分）。以上より，賃料は合計 8,312,557 円となった。

② 通信費 (No.3)

送金手数料 3,905 円，プロバイダ料金 7,040 円及び通知等の郵送料 4,832 円の合計 15,777 円を支出した。以上より，通信費は合計 1,484,263 円となった。

③ 電話料金 (No.7)

破産管財人室の電話料金合計 73,110 円を支出した（令和 3 年 12 月ないし令和 4 年 4 月支払分）。以上より，電話料金は合計 333,015 円となった。

④ 倉庫費用 (No.8)

資料保管のための倉庫費用合計 66,682 円を支出した（令和 3 年 12 月ないし令和 4 年 4 月支払分）。以上より，倉庫費用は合計 312,879 円となった。

⑤ システム利用料 (No.10)

顧客管理システムの保守料金合計 475,750 円（令和 3 年 12 月ないし令和 4 年 4 月支払分）を支出した。以上より，システム利用料は合計 2,379,300 円となった。

⑥ 補助者費用 (No.12)

破産管財人室にて勤務する補助者の派遣料 3,551,404 円を支出した。以上より，補助者費用は合計 22,961,088 円となった。

⑦ 事務用品費 (No.13)

文房具代 2,290 円及び複合機のパフォーマンスチャージ料 4,271 円の合計 6,561 円を支出した。以上より，事務用品費は合計 512,029 円となった。

⑧ ホームページ関連費用 (No.14)

破産管財人ホームページ作成・更新費用として 6,600 円を支出した。以上より，ホームページ関連費用は合計 247,500 円となった。

⑨ 支払手数料 (No.17)

登記情報取得費用 664 円を支出した。以上より，支払手数料は合計 23,067 円となった。

2 川島について

(1) 財産目録

川島の破産手続開始決定日現在の財産目録は，資料 4・財産目録のとおりである。なお，「資産の部」については，第 3 回債権者集会における報告以降変更はない。

(2) 収支計算書

川島の破産手続開始決定以降令和4年4月30日までの現金の収支は、資料5・収支計算書記載のとおりであり、第3回債権者集会における報告以降の収入支出の明細は以下のとおりである。

ア 収入の部

① 預金利息 (No.4)

破産管財人名義口座の預金利息として48円の収入を得た。以上より、預金利息は合計153円となった。

② 精算金 (No.3)

前記のとおり、川島が支払っていた弁護士法人大和法律事務所の会費の超過支払分280,520円の返還を受けた。以上より、精算金は合計1,280,520円となった。

イ 支出の部

① 通信費 (No.3)

通知等の郵送料として1,600円を支出した。以上より、通信費は合計11,710円となった。

第6 免責調査

川島の免責不許可事由の存否について、引き続き慎重に検討を行っている。

第7 今後の管財業務

1 元依頼者から提起された訴訟への対応

第5の1(2)に記載のとおり、破産管財人室の運営等には相当額の費用を要し、その分の配当原資が失われていることになるため、当職としては、第1の4記載の訴訟の早期解決を望んでいたところであるが、原告である債権者らから控訴されたため、やむを得ず引き続き控訴審(名古屋高等裁判所金沢支部)での審理に対応する予定である。

2 債権査定手続への対応

第3の4に記載したとおり、一部の債権者よりなされた債権査定手続に対応し、ミネルヴァ、川島のいずれの破産事件においても適切な負債の確定(破産債権の確定)に努める。

3 免責調査

第6記載のとおり、川島の免責不許可事由の存否について、引き続き慎重に検討する。

4 川島が申し立てた懲戒請求への対応

第2の3記載のとおり、川島は、LVグループに所属する弁護士法人、司法書士法

人等を対象に懲戒請求を行っており、現時点においても、調査が継続しているようなので、今後も可能な範囲で協力する予定である。

5 日弁連被害者見舞金制度への対応

第1回債権者集会の報告書に記載したとおり、配当実施後に手続がなされる見込みであり、適宜対応する。なお、第3回債権者集会以降、新たに1件の申請があったことで、申請者が破産債権者か否かという日弁連からの問い合わせに回答している。

以上

添付資料

- 1 財産目録（ミネルヴァ）
- 2 破産貸借対照表（ミネルヴァ）
- 3 収支計算書（ミネルヴァ）

開始決定日＝令和2年6月24日現在
 (単位:円)

財産目録
 (第4回債権者集会)

資産の部

| No. | 科 目 | 簿価(R2.3.31時点) | 換価金額 | 備 考 |
|-----|--------|---------------|-------------|---|
| 1 | 現金 | 321,167 | 5,040,981 | 引継ぎ予納金 |
| 2 | 預金 | 790,303,629 | 476,401,893 | 換価済み |
| 3 | 売掛金 | 847,439,668 | 0 | 依頼者に対するもので、回収しない予定 |
| 4 | 仮払金 | 17,277,277 | 0 | 破産者川島浩に対するものであり回収困難 |
| 5 | 預け金 | 177,908 | 226,196 | 裁判所に対する予納金等を回収済み |
| 6 | 建物 | 315,414,503 | 34,545,455 | 佐久物件・売却済み |
| 7 | 土地 | 51,560,000 | 40,000,000 | 佐久物件・売却済み |
| 8 | 什器備品 | 5,166,524 | 0 | 換価価値なし |
| 9 | 営業権 | 129,585,170 | 0 | 事業譲渡を受けた法律事務所の営業権であり、換価価値なし |
| 10 | ソフトウェア | 5,592,124 | 0 | 換価価値なし |
| 11 | 差入保証金 | 20,000 | 0 | 佐久物件のセキュリティ契約に伴う差し入れ保証金。中途解約により没収され不存在。 |
| 12 | 更新料 | 1570835 | 0 | 換価価値なし |
| 合計 | | 2,164,428,805 | 556,214,525 | |

負債の部

| No. | 科 目 | 件数 | 金額 | 認める債権額 | 認めない債権額 |
|-----|---------------------------|-------|---------------|---------------|------------|
| 1 | 財団債権(公租公課) | 5 | 9,143,992 | | |
| 2 | 財団債権(労働債権) | 0 | 0 | | |
| 3 | 財団債権(その他) | 7 | 245,838 | | |
| 4 | 優先的破産債権(公租公課) | 0 | 0 | | |
| 5 | 優先的破産債権(労働債権) | 0 | 0 | | |
| 6 | 普通破産債権 (依頼者・通常) | 3,089 | 3,015,572,432 | 2,968,477,834 | 47,094,598 |
| 7 | 普通破産債権 (依頼者・停止条件付) | 912 | 58,190,175 | 51,727,404 | 6,462,771 |
| 8 | 普通破産債権(一般) | 13 | 1,658,198 | 1,653,478 | 4,720 |
| 9 | 【新規】普通破産債権 (依頼者・通常) | 11 | 18,270,579 | | |
| 10 | 【新規】普通破産債権 (依頼者・停止条件付) | 2 | 115,000 | | |
| 合計 | | 4,039 | 3,103,196,214 | 3,021,858,716 | 53,562,089 |

開始決定日＝令和2年6月24日現在
(単位：円)

破産貸借対照表
(第4回債権者集会)

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|------|--------|-------------|------|-------------------|---------------|
| No. | 科 目 | 換価金額 | No. | 科 目 | 金額 |
| 1 | 現金 | 5,040,981 | 1 | 財団債権(公租公課) | 9,143,992 |
| 2 | 預金 | 476,401,893 | 2 | 財団債権(労働債権) | 0 |
| 3 | 売掛金 | 0 | 3 | 財団債権(その他) | 245,838 |
| 4 | 仮払金 | 0 | 4 | 優先的破産債権(公租公課) | 0 |
| 5 | 預け金 | 226,196 | 5 | 優先的破産債権(労働債権) | 0 |
| 6 | 建物 | 34,545,455 | 6 | 普通破産債権(依頼者・通常) | 2,968,477,834 |
| 7 | 土地 | 40,000,000 | 7 | 普通破産債権(依頼者・停止条件付) | 51,727,404 |
| 8 | 什器備品 | 0 | 8 | 普通破産債権(一般) | 1,653,478 |
| 9 | 営業権 | 0 | | | |
| 10 | ソフトウェア | 0 | | | |
| 11 | 差入保証金 | 0 | | | |
| 12 | 更新料 | 0 | | | |
| | 合計 | 556,214,525 | | 合計 | 3,031,248,546 |

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-2,475,034,021

令和2年6月24日～令和4年4月30日

収支計算書 (第4回債権者集会)

| 収入の部 | | |
|------|---------|---------------|
| No. | 科目 | 金額 |
| 1 | 予納金 | 4,985,214 |
| 2 | 引継現金 | 55,767 |
| 3 | 預金 | 476,401,893 |
| 4 | 精算金 | 577,914,390 |
| 5 | 預金利息 | 14,825 |
| 6 | 有価証券 | 13,150 |
| 7 | 還付金 | 226,196 |
| 8 | 動産売却代金 | 1,102,600 |
| 9 | 不動産売却代金 | 74,545,455 |
| 10 | 雑収入 | 75,850 |
| 11 | 預り消費税 | 3,454,545 |
| 12 | 預り固都税 | 687,552 |
| 13 | 郵券売却代金 | 3,297 |
| 14 | 和解金 | 50,000,000 |
| 合 計 | | 1,189,480,734 |

| 支出の部 | | |
|------|------------|------------|
| No. | 科目 | 金額 |
| 1 | 保証金 | 1,326,000 |
| 2 | 賃料 | 8,312,557 |
| 3 | 通信費 | 1,484,263 |
| 4 | 仲介手数料 | 2,769,099 |
| 5 | 保険料 | 18,870 |
| 6 | 電気料金 | 42,908 |
| 7 | 電話料金 | 333,015 |
| 8 | 倉庫費用 | 312,879 |
| 9 | 管財事務費 | 412,366 |
| 10 | システム利用料 | 2,379,300 |
| 11 | 廃棄費用 | 3,047 |
| 12 | 補助者費用 | 22,961,088 |
| 13 | 事務用品費 | 512,029 |
| 14 | ホームページ関連費用 | 247,500 |
| 15 | 管財人室開設費用 | 1,219,075 |
| 16 | 公租公課 | 12,497,400 |
| 17 | 支払手数料 | 23,067 |
| 18 | 旅費交通費 | 66,072 |
| 19 | 下水道料金 | 2,740 |
| 20 | 業務委託費 | 1,304,872 |
| 21 | 器具備品 | 1,191,740 |
| 22 | 破産管財人報酬 | 15,000,000 |
| 23 | 官報公告費 | 4,816 |
| 合 計 | | 72,424,703 |

| | |
|----|---------------|
| 差引 | 1,117,056,031 |
|----|---------------|